

青森県報

第二十五号

令和元年
七月一日
(月曜日)

目次

告 示

○知事の職務を代理する副知事の順位の一部改正	(人事課)	一
○自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等	(市町村課)	一
○自衛官候補生(女子)の募集期間、採用試験の期日等	(同)	二
○介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
○喀痰吸引等業務の登録	(同)	二
○特定行為業務の登録	(同)	三
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	(障害福祉課)	三
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出	(同)	三
○道路の区域の変更	(道路課)	四
○道路の供用の開始	(同)	四
出先機関		
○土地改良区の定款変更の認可	(東青地民局)	五
○土地改良事業の完了	(同)	五
○土地改良区の役員の退任	(中南地民局)	五
○土地改良事業の工事の完了	(西北地民局)	五
選挙管理委員会		

○参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日

(事務局) 五

○参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日

(同) 六

人事委員会

○人事委員会告示五十四第一号(勤務条件の措置要求の手続に関する提出書類の書式例)の一部改正

(職員課) 六

○人事委員会告示五十四第二号(不利益処分についての審査請求に関する提出書類の書式例)の一部改正

(同) 六

○人事委員会告示五十四第三号(公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する提出書類の書式例)の一部改正

(同) 六

告

示

青森県告示第七十号

平成二十三年七月一日青森県告示第五百八十七号(知事の職務を代理する副知事の順位)の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

告示中「佐々木郁夫」を「柏木司」に改める。

青森県告示第七十一号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の令和元年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

一号の規定により公示する。

令和元年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二五〇〇 一〇九	登録年月日	令和 元・六・三	氏名又は 名称	医療法人 仙知会	住所	弘前市大 字高屋八 字の四八	事業 名称	ヘルパー シヨナー イ・ケア	事業 所在地	弘前市大 字高杉二 字反田一	業務開始 年月日	令和 元・七・一	備考	訪問介護
〇二五〇〇 一一〇	〃	〃	〃	株式会社 大与	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	訪問介護

青森県告示第百七十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 二五九	登録年月日	令和 元・六・三	氏名又は 名称	医療法人 仙知会	住所	弘前市大 字高屋八 字の四八	事業 名称	ヘルパー シヨナー イ・ケア	事業 所在地	弘前市大 字高杉二 字反田一	業務開始 年月日	令和 元・七・一	備考	訪問介護
〇二〇〇一 二六〇	〃	〃	〃	株式会社 大与	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	訪問介護

青森県告示第百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和元年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者	名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サービス事業を 行う事業所	廃止 年月日
有限会社修 清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	就労移行 支援	夢の森ラッ キー	五所川原市金木 町芦野二〇〇の 二二〇	令和 元・六・三〇

青森県告示第百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和元年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の 所在地	障害児通 所支援の 種類	障害児通所支援事業を 行う事業所	廃止 年月日
社会福祉法 人ほほえみ	平川市館山前田 八〇の一	児童発達 支援	nico	平川市館山前田 八〇の二	令和 元・六・三〇

社会福祉法人ほほえみ	平川市館山前田八〇の一	放課後等デイサービス	ニコ	平川市館山前田八〇の二	〃
------------	-------------	------------	----	-------------	---

青森県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間			変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	前	後				
1	国道	三三三八号	後	前	後	三・四・〇〇メートルから 三・四・六五メートルまで	一三〇・二五メートル		
2	県道	富港薄市線	後	前	後	六・八六メートルから 一八・二七メートルまで	一一一・八二メートル		
			後	前	後	七・二〇メートルから 九・二〇メートルまで	九五・一〇メートル		
			後	前	後	七・二〇メートルから 九・二〇メートルまで	九五・一〇メートル		

青森県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年七月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年七月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
令和元年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道三三三八号	むつ市脇野沢七引三四〇から むつ市脇野沢田ノ頭一〇九の三まで	令和元・七・一

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を令和元年六月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年七月一日

東青地域県民局長 小笠原 博

土地改良事業の工事の完了

野沢二期地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年七月一日

東青地域県民局長 小笠原 博

一 県営土地改良事業の名称

畑地帯総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）

二 工事完了年月日

平成三十年九月二十一日

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年七月一日

中南地域県民局長 小野 正 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理 事	棟 方 繁	弘前市大字糠坪字桜山一一九の四	令和元・五・二七

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年七月一日

西北地域県民局長 平野 義 一

地区名	県営土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
阿部堰	農地整備事業（経営体育成型）（農業用排水施設整備）	平成 三・三・二七
ク	農地整備事業（経営体育成型）（暗渠排水整備）	三〇・二・九
黒崎	農地整備事業（経営体育成型）	三・三・三三
鱈ヶ沢堰	農業用河川工作物応急対策事業	三・三・二八

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十五号

令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

令和元年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

選挙時登録の基準日

令和元年七月三日

青森県選挙管理委員会告示第十六号

令和元年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和元年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

ポスターを掲示することができる日 令和元年七月四日

人事委員会

人事委員会告示元第一号

昭和五十四年三月八日人事委員会告示五十四第一号（勤務条件の措置要求の手續に關する提出書類の書式例）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

青森県人事委員会委員長 熊地貴志

様式第一号から様式第四号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

人事委員会告示元第二号

昭和五十四年三月八日人事委員会告示五十四第二号（不利益処分についての審査請求に關する提出書類の書式例）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

青森県人事委員会委員長 熊地貴志

様式第一号から様式第十四号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に

改める。

人事委員会告示元第三号

昭和五十四年三月二十九日人事委員会告示五十四第三号（公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に關する提出書類の書式例）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

青森県人事委員会委員長 熊地貴志

様式第一号から様式第四号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭